

# 「New Economy」の実現に向けた 政策要望

2019年10月24日

Hello, Future!



# 新経済連盟の概要

- **経済団体** 2012年に活動を開始
- **役員** (三木谷浩史 代表理事 / 藤田晋 副代表理事 など)
- **3つのミッション** ( **Innovation** ・ **Entrepreneurship** ・ **Globalization** )  
を掲げ、日本における新産業・新ビジネスの発展のために活動。

活動  
ACTIVITY

会員  
JANE MEMBERS

**8** 年目 **532** 社

(2019年6月10日現在)



政策提言  
POLICY ADOVOCACY

政府会議等への参加  
GOVERNMENT METTING

会員セミナー等の開催  
MEMBER SEMINARS

**37**

**71**

**40**

(2018年活動実績)

# 新経済連盟が目指す社会像

## 新経済連盟が目指す社会像 「New Economy」

グローバル・  
AI人材



時代に即した  
働き方



Smart Nation



ライドシェア  
民泊



東京をインテリジェント  
ハブ化



イノベーション



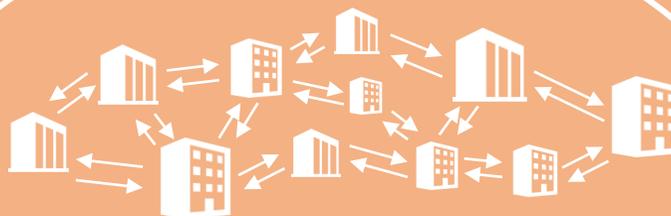
ダイバーシティ



キャッシュレス  
社会



越境経済に対応した  
競争環境



# 問題意識

- ◆ 競争環境が急激に変化するなか、これまでの政策の延長線上では戦えない。
- ◆ 日本も官民ルールメイキングによる「New Economy」の実現に向けて、制度設計をしていかなければならない

現状

革新的な技術による  
新しいビジネスの台頭

グローバルな  
競争環境の変化

各国政府による官民  
一体となった制度設計

問題

ビジネス実態と政策の不一致

今後

官民ルールメイキングによる「New Economy」の実現へ

# 「New Economy」の理念と実装

## 「New Economy」の基盤をつくる三つの理念

デジタルシフト

イノベーション

ダイバーシティ

法令、予算、税制の面から具体化

官民ルールメイキングによる制度化と実装

---

以下、①法令（規制改革）、②予算、③税制に分けて、新  
経済連盟の具体的要望事項を記載

# 要望項目の整理

## 規制改革

- デジタル完結の実現 (7P)
- デジタル市場の競争政策 (10P)
- ブロックチェーンの実装 (11P)
- ライドシェア新法の制定 (13P)
- 移民基本法の制定等 (19P)

## 予算

- デジタル時代を支える教育・人材育成に重点投資 (14P)

## 税制

- 「5G大国ニッポン」の実現に向けた措置 (15P)
- オープンイノベーション税制創設 (16P)
- 第三者事業承継、ベンチャー型事業承継の推進 (17P)
- 暗号資産に関する税制要望 (18P)
- 【移民】民間による外国人共生に向けた取り組み支援 (20P)
- 【フィランソロピー】資金の受け手・出し手への支援と制度改革 (21P)

## 【趣旨】

- ◆ 「対面、書面原則等の撤廃」によるデジタルファーストのインプリが急務
- ◆ 現状、オンライン化実施率は、官民間の行政手続き→約33%、法令上に定められる民取引→約6% ※内閣官房IT室の棚卸し結果より

## 【具体策】

- ◆ 各事業法等の「一括整備法」による徹底的なデジタル化
- ◆ 行政機関に対するオンライン手続きの際に、**手数料を軽減**するなど、**オンライン化に向けたインセンティブ措置**の導入
- ◆ デジタル手続き法に明記されている「**デジタル原則**」における**安易な例外を許さない運用**を徹底すべき
- ◆ デジタルの運用面として、「**オンライン申請の使い勝手の確認**」や「**行政の標準処理期間の短縮**」も必要
- ◆ 地方のデジタル化についても、**国が一括してシステム整備**を行い、自治体が利用できるようにすべき
- ◆ **個人情報保護法制2000個問題の解消**
- ◆ 官民、民関係での**オンライン化率**など**K P I**を設定し、**進捗管理**
- ◆ **マイナンバーカード取得により得られるキラーコンテンツ拡大、P H R 推進**

# 現在パブコメ中の行政手続法の省令案の内容

単なる同語反復であり、規定上は、『行政機関等が認める場合』とあり、各省庁任せに読める

⇒ 安易な例外を残すことをかえって固定化しないかという重大な懸念

## ●デジタル行政手続法での例外規定

処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。

## ●上記規定を踏まえて各省庁が作成した主務省令案(パブリックコメント中)

- 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合
- 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

# (参考) デジタル手続き法の評価と残された法令上の課題

①行政のデジタル化に関する基本原則等 (行政手続オンライン化法の改正※)  
※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (デジタル行政推進法)」に変更

**情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則**

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

**行政手続の原則オンライン化のために必要な事項**

**行政手続における情報通信技術の活用**

**行政手続のオンライン原則**

- 行政手続 (申請及び申請に基づく処分通知) について、**オンライン実施を原則化** (地方公共団体等は努力義務)
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施** (電子署名等、電子納付)

**添付書類の撤廃**

- 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備** (登記事項証明書 (2020年度情報連携開始予定) や本人確認書類 (電子署名による代替) 等を想定)

**デジタル化を実現するための情報システム整備計画**

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API (外部連携機能) の整備、**情報システムの共用化**

**デジタル・デバイドの是正**

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正 (高齢者等に対する相談、助言その他の援助)

**民間手続における情報通信技術の活用の促進**

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

①行政手続きオンライン原則は記述されたが、例外が省令で定められる。

⇒ 各省庁まかせにしない規定ぶりと枠組みが必要

②地方公共団体は努力義務化にとどまる ⇒ さらに進めるための枠組みの構築

③民間手続きは、プログラム規定にとどまる ⇒ 一括整備法で措置の必要性

## 【総論】

プラットフォームは、イノベーションの源泉。プラットフォーム自体に着目した新たな法規制には慎重であるべき

## 【各論】

### 【1】国内企業と国外企業のイコルフットイング

- ・法規制の適用・執行面での担保(全法令で一括的に措置、担保できない場合は国内企業への適用と法執行もすべきでない)
- ・税制度面での担保
- ・法執行の実行性の担保及びデータ保護の観点から、データローカライゼーション検討

### 【2】アプリストア寡占問題

- ・独禁法適用(垂直統合の禁止、決済独占の禁止、手数料是正など)が必要

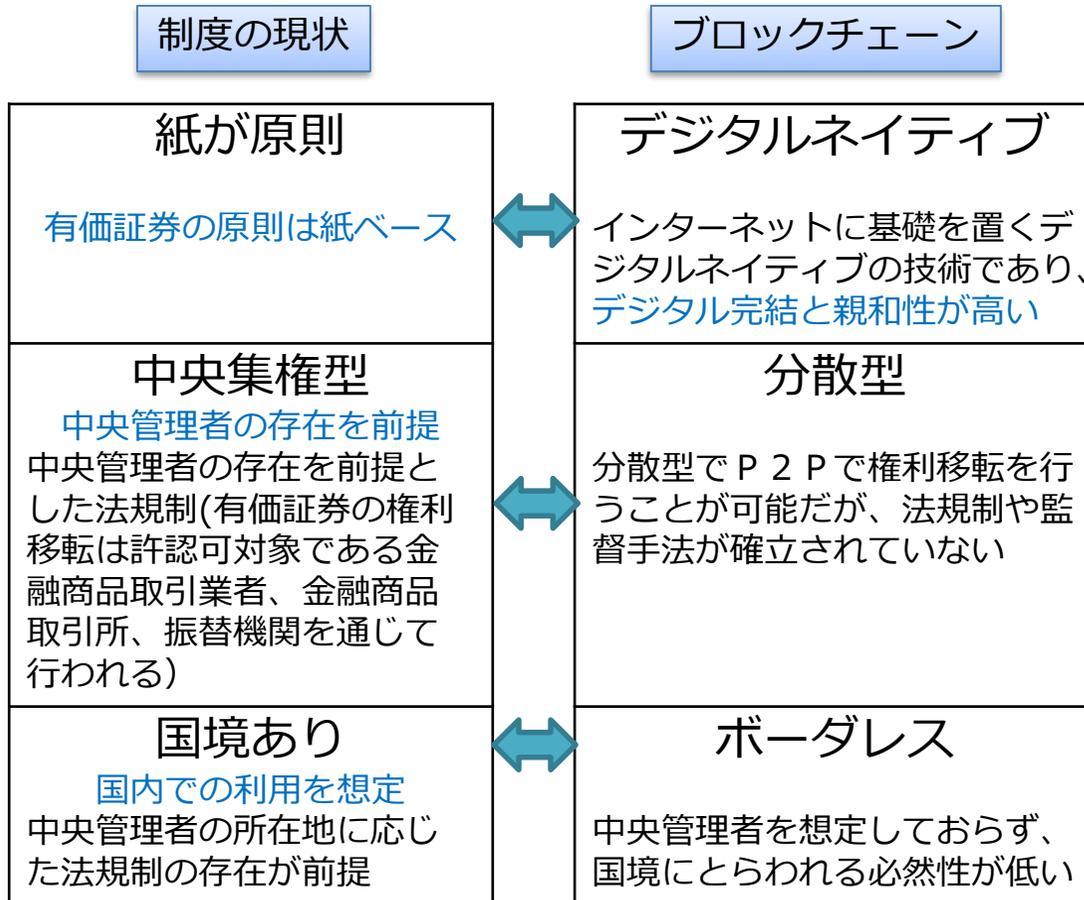
### 【3】デジタルプラットフォーム企業による消費者に対する優越的地位の濫用への対応

- ・公取提案のガイドラインには反対  
(必要性を含めて疑義が多く、内容の不明確性等からの予見可能性も低く、全体としてイノベーションへの阻害効果・萎縮効果も十分に考えられる)

# ブロックチェーンの実装①

ブロックチェーンは制度設計の際に前提とされておらず、**既存制度（レガシー）**がブロックチェーン普及の足かせとなってしまう可能性

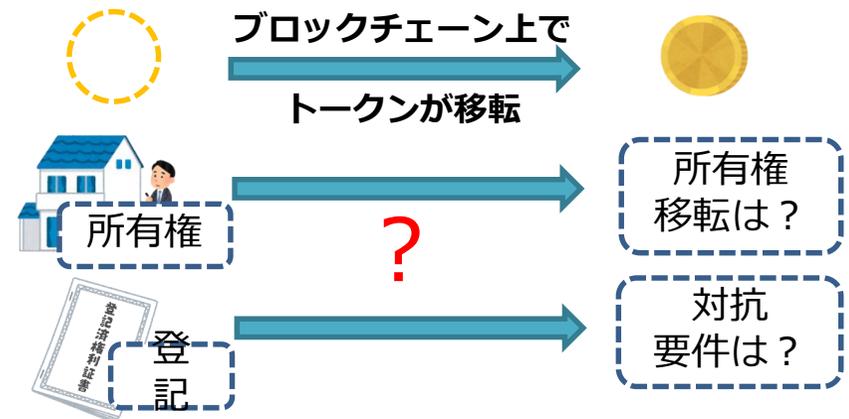
## 例①：有価証券制度とブロックチェーン



## 例②：トークン化された資産の法的扱い

不動産等の現実資産をトークン化した場合、トークンの譲渡をブロックチェーンに記載しただけでは、所有権の移転や対抗要件が具備されない可能性

⇒資産の性質ごとに法的扱いを整理する必要



「世界に乗り遅れない」ではなく、「世界のトップランナーを目指す」べきであり、具体的施策として以下を要望する

- ① 政府において、各行政分野におけるブロックチェーンの活用について検討すること
- ② ブロックチェーン活用に向けた官民協議会を設置すること。  
当協議会において、国内外の最新動向を共有するとともに、政府・自治体・民間における具体的なユースケース<sup>(※)</sup>及び社会実装に向けた課題を洗い出すこと。
- ③ 上記を踏まえ、政府において、ブロックチェーンが活用される社会にふさわしい法規制・監督のあり方や、ビジネス創出の後押しのために必要な支援、関係省庁横断的な機能の設置を検討すること

# ライドシェア新法の制定

## 【趣旨】

- ◆ ライドシェアなどの複数の交通サービスを I T で統合し、一括して予約・決済する **MaaS (モビリティ・アズ・ア・サービス) の世界的潮流**
- ◆ 高齢者ドライバーが自分で運転することによる交通事故危険の増大
- ◆ タクシーは料金が高額で日常移動に不向き、地方ではそもそもタクシーがつかまらない、都市部でも悪天候時等にはつかまらないといった問題
- ◆ 深刻なタクシー運転手不足、事故率が高い(自家用車の2倍以上)などの問題も
- ◆ リーズナブルな価格で信頼性のあるモビリティを提供する新たな社会プラットフォームとして、**ライドシェアの導入が必要**

## 【具体策】

- ◆ 民泊新法と同様に、**ライドシェア新法の制定**
- ✓ ライドシェアを道路運送法から切り出し、道路運送法の適用除外とする
- ✓ ライドシェア新法において **ドライバー及びプラットフォームの責任を明確化**
  - プラットフォームは登録制、ドライバーは届出制
  - 無届ドライバーのマッチング禁止
  - ドライバー届出要件 (重大事故歴のある者の排除等)
  - プラットフォームに保険加入を義務付け、事故時に補償する仕組みの確立 等

(参考) そもそも、ライドシェアとは



IoTと自家用車を活用した新たなモビリティサービスであり世界中で利用されている。スマホで配車をリクエストすると数分程度で車両が到着する仕組み

## 【ハード整備】

- ◆ 来年度からのプログラミング教育に向け現場のハード整備には重大な遅れが生じている、**次世代の社会インフラ構築が急務**
- ◆ 義務教育においては「**一人一台の情報端末**」「**全教室の高速ネットワーク化**」の実現に向け、財政面での国の突破口としての役割を
- ◆ 端末などの調達も自治体任せにすることなく国が主導すべき
- ◆ 学校のネットワーク整備は校務効率化や防災対策にも資する

## 【教職員育成・ソフト整備】

- ◆ 教職員の育成や外部人材育成も急務
- ◆ その道に強い教職員を集めた**コミュニティの整備**や外部人材登用推進に対する国の支援を
- ◆ デジタル教科書や学習ログの活用に民間の力を導入すべき
- ◆ そのほか、遠隔教育の更なる活用など

## 【趣旨】

- ◆ データ利活用の極大化を図り、フリーな競争環境で多様なサービス展開を促す環境が必要
- ◆ 次世代の産業基盤を支えるものとして5Gインフラ整備の加速化が喫緊の課題
- ◆ 日本の勝機・活路をここに見出すべき

## 【具体策】

- ◆ 5Gインフラ整備を加速化するため、5G投資等の税制等に関するインセンティブ措置を講ずるべき。
- ◆ その際に、経済上の安全保障にも資するよう留意する

## 【趣旨】

- ◆ 大企業、ベンチャー企業、大学を含む様々な主体がコラボレーションし、**オープンイノベーション**を図ることにより成長性を高めることが重要
- ◆ 大企業とベンチャーの協働による新規プロジェクトやジョイントベンチャーにより両者にとって成長を促進する機会が創出
- ◆ 新たな税制が火付け役となり、大企業サイドのマインドチェンジ・人事評価の刷新などに結び付けるべき

## 【具体策】

- ◆ 新たな**オープンイノベーション税制を創設**
- ◆ 事業会社が※ベンチャー企業と協働して新規プロジェクトを立ち上げた場合、当該事業会社が新規プロジェクトに要した費用（人件費、外注費、広告費等）を法人税から税額控除
- ◆ 事業会社が一定の認定要件を満たすジョイントベンチャー（株式会社）に対して出資する場合、一定の費用を法人税から税額控除

※該当するベンチャー企業には一定の要件（例えばVCによる出資を受けた等、潜在力があることを確認）を設定、また控除額にも上限

# 第三者事業承継、ベンチャー型事業承継の推進

## 【趣旨】

- ◆ 約245万人の中小企業経営者のうち、約半数の127万人が後継者未定と言われており、**第三者承継支援へのニーズが高まっている**状況。
- ◆ しかし、現状は売り手側である中小企業の財務情報は不透明で、**事業買収に向けての環境整備や、第三者承継を促進するための税制措置等のインセンティブ措置も必要**。
- ◆ さらに後継者による事業承継が行われる場合でも、AIやデータ利活用など新しいビジネスモデルが台頭し、競争環境のパラダイムシフトが起こっているなか、既存の事業に加え、**新たな事業への挑戦などを後押しする施策が必要**。

## 【具体策】

- ◆ 「のれん」償却について、現行の5年の均等償却に加え、一括償却も選択可能とする。
- ◆ 売り手側の**中小企業の財務情報を整えるため、政府でフォーマットを用意するとともに、譲渡時の税負担の軽減措置**を講じる。
- ◆ 新規事業に挑戦するベンチャー型事業承継の際には、**事業承継補助金の補助率引き上げ等**を行う。

## 税制に関する要望

暗号資産の市場を拡大しイノベーションを後押しする観点から、税制が暗号資産への投資の阻害要因とならないようにするため、以下のような措置を講じることを検討すべき

- ① 総合課税から、申告分離課税への変更  
(税率は株やFXと同様に20%とする)
- ② 仮想通貨間の交換は非課税とする
- ③ 損益通算や損失の繰越控除を可能とする

## 【趣旨】

- ◆ 移民は①イノベーションの源泉、②人手不足への対応、③生活者としての新たな需要、という観点から重要だが、移民政策が正面から位置付けられていない
- ◆ その場の対応の積み重ねにより、在留資格制度は複雑化し、柔軟なキャリアパスの実現に課題。社会統合政策はTo Do List化しており、目標設定や進捗管理の仕組みがない

## 【具体策】

- ◆ **移民基本法**：なにを目指して、どのような移民を、どのように受け入れ、そのために生じる課題について、どのような対応を行うのか、国としての基本的な考え方を示す
- ◆ **在留資格制度**：①在留資格間の接続性向上、②在留資格内業務の予見性向上、③在留資格の拡充（高度な現場業務・技能職等）④在留申請手続のデジタル化
- ◆ **社会統合政策**：①いつまでになにを達成するのかを明確にし、各施策の進捗をモニタリング（外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策）、②外国人と日本人の間で分断が生じないよう、施策を進捗管理・拡充：在留カードとマイナンバーカードの一体化等

## 【趣旨】

- ◆ 移民にとっての日本の魅力を高めるには官民双方の取り組みが重要。
- ◆ 民間企業でも、外国人材の労働環境・生活環境を改善し企業への定着、各企業内における日本人職員との共生や各地域における共生を図る必要。

## 【具体策】

- ◆ **【法人】法人税の優遇措置**：次世代育成支援対策推進法に基づく認定（いわゆる「くるみん認定」）及び認定対象への税制優遇措置等を参考に、**外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組を行っている企業を公的に認定し、法人税の優遇措置を講じる**
  - ✓ 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
  - ✓ 外国人に対する日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
  - ✓ 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施
  - ※ 地方の企業に対し優遇措置を深掘りすることで、地方への外国人材誘導も可能
- ◆ **【個人】所得税の優遇措置**：個人が自ら外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（言語習得費用など）を、所得税の特定支出控除の対象とする

## 【趣旨】

- ◆ SDGs達成にあたって、ビジネスで得た果実を社会的課題の解決に還元していく、「フィランソロピー・エコシステム」形成が必要
- ◆ G20サミットの総理スピーチでも、社会的インパクト投資など多様で革新的な資金調達の内り方を検討する旨の発言があるなど、機運の高まり
- ◆ 資金の受け手（社会起業家）には多様な形態があり、柔軟に政策的支援が適用できる枠組みが必要。また、資金の出し手（公益財団等）についても、より機動的な助成・支援を可能とする制度改革が必要。

## SDGsとフィランソロピー・エコシステム



## 【具体策】

- ◆ **【資金の受け手】社会起業家への税制面での支援**：法人格に関わらず、柔軟に資金供給ができるよう、関連制度の見直し
  - ✓ エンジェル税制・ベンチャー投資促進税制と同等の効果を持つ税制の非営利法人への適用
  - ✓ (営利・非営利にかかわらず) 高い社会的インパクトを生んでいる法人の認証制度・税制優遇制度
  
- ◆ **【資金の出し手】公益法人制度改革による助成・支援の充実**：
  - ① 公益法人を機動的に設立できるように、公益法人の理事等に係る親族制限等の撤廃
  - ② ベンチャー・フィランソロピーが公益法人制度上の「公益目的事業」として認められるための要件の明確化
  - ③ 中長期・弾力的な資金支援の阻害要因となっている、公益法人の「収支相償原則」について、事前規制的手法から事後規制的手法へ転換

# (ご参考) 直近の新経済連盟提言ご紹介

## 新経済連盟 2020年度税制改正に関する提言

2019年8月27日



## 日本の「移民政策」の確立に向けた提言

～改正出入国管理法の施行を受けて～

2019年09月26日



## ブロックチェーンの社会実装 に向けた提言 ～暗号資産の新法改正を受けて～

2019年7月30日



Fintech推進PT  
(ブロックチェーンWG)

## 海外デジタルプラットフォームを巡る諸課題と対応策 ～越境経済下での対等な競争環境の整備について～

2019年3月26日

新経済連盟グランドデザインプロジェクトチーム

**Hello, Future!**

